

「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭が「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えることのないよう、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

本制度は、令和7年度に法制度化し、令和8年度には全自治体で実施することとなっており、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら制度設計を行うため、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

また、京都府においても、子どもだけでなく親の通園も受け入れ、「子育ち」、「親育ち」を支援する全国初の「親子誰でも通園」をモデル的に実施しているところである。

については、国におかれては、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立を推進するため、以下の事項についての特段の取組を行うよう求める。

- 1 試行的事業の職員配置や設備基準は認可保育所並みの水準となっているが、実施事業所が不足している地域においては、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、そのニーズにバラつきが生じることが想定されることから、それぞれの需要に対応できる利用時間の在り方について検討すること。
- 3 こども誰でも通園制度のオプションとして、親も一緒に通園し、親同士の仲間づくり支援や育児相談対応など、親への支援機能を付加する事業者にも財政的措置を講じることも含め、こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、その制度設計については、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も

視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるようなものとする
こと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 18 日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部
科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当
大臣（こども政策 少子化対策）